

令和4年3月22日

各位

## 「サステナビリティ基本方針」、「サステナビリティに配慮した投融資の基本方針」の制定について

株式会社東和銀行（頭取 江原 洋）は、「サステナビリティ基本方針」、「サステナビリティに配慮した投融資の基本方針」を制定しましたので、お知らせいたします。

### 「サステナビリティ基本方針」

東和銀行グループは、お客様の企業価値向上と地域・社会の活性化に取り組む「TOWA お客様応援活動」を通じて、気候変動等の環境問題をはじめとする様々な社会的課題の解決に取り組み、当行を含む地域経済の発展と環境・社会的価値の向上の両立を図る共通価値の創造により、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

### 「サステナビリティに配慮した投融資の基本方針」

東和銀行は、企業価値向上と地域・社会の活性化に取り組む「TOWA お客様応援活動」の実践により、お客様の課題解決による持続可能な環境・社会の実現に向けた投融資を積極的に行ってまいります。また、環境・社会に大きな影響を与える可能性が高い事業等に対する投融資に関しては、負の影響を低減または回避するように努めてまいります。

#### 1. 地域経済の発展

「雨でも傘を差し続ける」をモットーに、お客様に寄り添い、「TOWA お客様応援活動」と「真の資金繰り支援」をあわせて行うことで真にお客様のためになる投融資を行います。

#### 2. 脱炭素社会の実現

気候変動の加速に伴う自然災害等の物理的リスクと脱炭素社会への移行に伴うお客様の事業リスクに的確に対応するとともに、「ぐんま脱炭素コンソーシアム」による地産地消のグリーンエネルギーも活用して、お客様の脱炭素化へのお取り組みを積極的に後押しする投融資を行います。

#### 3. 石炭火力発電事業への対応

石炭火力発電は、他の発電方式と比較して、温室効果ガス排出が大きくなる可能性が高いため、石炭火力発電所の新規建設および拡張を資金用途とする投融資を行いません。

#### 4. 生物多様性と生態系の保護

お客様との対話を通じて、投融資先の事業活動が生物多様性と生態系の保護に取り組んでいるか十分注意して投融資を行います。特に、森林伐採は気候変動や生態系に負の影響を及ぼす可能性があることから、天然林をはじめとする保護価値の高い森林（HCVF<sup>※1</sup>）の伐採には投融資を行わず、違法伐採の防止や国際認証（FSC<sup>※2</sup>、PEFC<sup>※3</sup>）の取得状況等も踏まえた上で、国産材の有効活用も考慮した投融資判断を行います。

また、パーム油の開発においては天然林の伐採や泥炭地の開発による生態系の破壊、先住民の権利侵害、さらに児童労働等の人権問題の懸念もあるため、国際認証（RSPO<sup>※4</sup>）の取得状況や現地社会とのトラブル等を十分に考慮した投融資判断を行います。

#### 5. 人権の尊重

国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」<sup>※5</sup>に基づき、お客様のサプライチェーンも含む「人権デューデリジェンス」<sup>※6</sup>を積極的に支援し、人権の尊重に十分配慮した投融資を行います。

#### 6. 非人道的な兵器の開発・製造の排除

核兵器、生物・化学兵器、対人地雷、クラスター爆弾などの非人道的な兵器の開発・製造を行っている企業に対しては、資金使途に関わらず投融資を行いません。

#### ※1 High Conservation Value Forests（保護価値の高い森林）

：国や地域の法律に関係なく、様々な観点から保全の必要性が高いとされる森林。

#### ※2 Forest Stewardship Council（森林管理協議会）

：環境保全の観点から適切で責任ある森林管理を世界に普及させることを目的に設立された国際的な非営利団体。

#### ※3 Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes（森林認証プログラム）

：各国の個別に策定された森林認証制度を国際的に共通するものとして認証するための非営利団体。

#### ※4 Roundtable on Sustainable Palm Oil（持続可能なパーム油のための円卓会議）

：持続可能なパーム油の生産と利用を促進し、世界的に信頼される認証基準の策定を図る組織。

#### ※5 国連が2008年に発表した「人権の保護・尊重・救済のフレームワーク（ラギー報告）」では人権デューデリジェンスの重要性を提言し、2011年の「ビジネスと人権に関する指導原則」で、世界の企業が取り組むべき行動指針と位置づけられている。

#### ※6 企業が事業活動に伴う人権侵害リスクを把握して、予防や軽減策を講じることであり、これにはサプライチェーン（供給網）上での強制労働や児童労働も含まれている。